

業界雑報

徳山鐵板會社科學研究室設置

徳山鐵板會社では『鐵の科學』に貢献する爲徳山市外柳濱町に去る4月研究室を竣工、阪大工科研究所に勤務してゐた内藤逸策工學士を初代所長に招聘、廢物鐵の活用等に就いて研究を開始した。なほ同所に於ては外部の委託研究や鑄石の分析にも應ずるはず。

開門日 7月6日抄

鐵鋼の配給改善は鐵鋼統制會に委嘱さる

重要產業統制團體協議會ではかねて検討中の鐵鋼配給改善具體案がまとまつたので8日東京丸ノ内工業俱樂部に鐵鋼統制會ならびに需要產業側の合同懇談會を開き右案を中心に隔意なき懇談をとげた結果、鐵鋼統制會側も需要者側の意見に同意を表明しその具體化に努力することとなつた。右改善意見の大要は次のとし

1. 鐵鋼統制會は配給事情ならびに消費事情を知悉するために隨時需要者團體の代表者と協議しその意見を參照することにより生産配給および消費の有機的連繋を計ること。
2. 政府は經濟新体制確立要綱の主旨に則り自ら細目にわたる品種別消費割當を行ふことをやめ壓延鋼材においては總產數をもつて消費割當を行ひ、これの品種、寸法の決定は鐵鋼統制會と需要者團體との協議に任された。
3. 前記の場合において計畫的發注をなし得る團體は割當總量の品種別ならびに寸法別需要明細を、その他の團體は品種別内譯を鐵鋼統制會に申出ることとし兩者の協議によつて需給の品種及び寸法の適合を計ること。
4. 需要者供給の時期の食違ひを避くるため政府の各需要團體に對する消費割當の決定は當該期の開始前相當の餘裕をもつて通告せられたきこと。
5. 現在の複雜なる鋼材の規格を單純化することにより製鋼能率を昂むるとともに併せて消費の合理化及び效率化につとむる。
6. 計畫的發注をなし得る產業については指圖配給制度を確立する
7. 各需要團體における切符の發行と製鋼工場の壓延計畫との間に有機的關係を保たしむるため現行切符發行方法に改善を加ふ
8. 長期計畫生産を行ふ產業に對しては3ヶ月ごとの消費割當を廢し1ヶ月分の割當を行ふこととし物動計畫の設定上1ヶ月分の配給計畫を確立すること能はざる場合はこれを年間の假割當としこのうち7割乃至8割の使用許可を與へ殘餘の部分は情勢の見通しつきたるのち適當數量を定め使用許可を與ふること。

大朝7月9日

群馬縣の沼鐵鑄

搬出方法が先決 草津町から北へ6糸吾妻郡六合村字入山地内の國有林から發見された大沈澱沼鐵鑄は埋藏量10億噸といふ。大豊庫なので商工省も本格的な鑄量調査を始め、時局下力強い資源とばかり非常な期待をかけてゐる。

同鐵鑄は數年前から鑄業界の話題となつてゐたが搬出が困難なため採算が立つまいといふので見送つてゐたもの。(後略)。

東朝7月16日抄

山西鐵廠で鋼材生産

山西製鐵廠業所山西鐵廠では過般來銑鋼一貫作業を行ふべく製鋼用平爐の運轉開始を準備中のところ、やうやくうち1基の整備を見たので18日火入れ式を舉行することになつた。

華北には現在石景山、太原などに製鐵所があるがいづれも銑鐵

のみの生産で、今回の平爐火入れによつてはじめて鋼材出現を見るわけである。

東朝7月16日

鐵鋼勞務に於ては勞務法規に特別措置の要望

鐵鋼統制會立案 鐵鋼業に對しては既に勞務を優先的に配給してゐるが、最近熔鐵爐平爐等生産設備の擴張、新設が相次いで行はれてゐるため勞務者の補給問題は漸く深刻化しつゝあるに對し緊急對策として勞務法規の特別措置を斷行すべしとする要望が強く特に次の3項目の實行が注目されてゐる。

1. 平和的不急產業よりの勞務者の強制的抽出
2. 就業時間の延長(12時間勞働を認めること)
3. 貸銀に對する特別措置(貸與及び獎勵金の支出)

中外7月19日抄

福島縣に鐵礦脈發見さる

東京帝大鐵山科講師石和田章三氏は暑中休暇を利用して人跡未踏の處女地南会津郡伊北村地内を探査中意外にも鍛幅10間、延長500間に及ぶ鐵礦脈3ヶ所の大露頭を發見した。右は優良なる磁鐵鑄にして品位60%以上推定鑄量1千萬噸に及ぶであらうと發表された。

中外7月22日抄

鐵鋼の販賣價改訂

補償金制採用か 鐵鋼の現行販賣價格について、昨秋のアメリカ屑鐵禁輸以後、わが製鐵業界に種々の變化が起つたため、再検討の必要を生じ、鐵鋼統制會ではかねてより、商工省鐵鋼局と連絡をとり、これにつき検討を重ねてゐたが、このほど統制會側の研究は大體完了したので、右についての資料を鐵鋼局に移し今後は鐵鋼局が中心となつて、物價局その他關係各省との間に折衝を重ねることとなつた。現行價格改訂の方法としては

1. 販賣價格の値上げ
 1. 製鐵原料の値上り分に對する補償によつて生産費の昂騰をカバーし販賣價格値上げを抑制する方法
 2. 製品の買入補償金制度によつて、販賣價格の値上げを抑制する方法

その他が考慮されてゐる。いづれの方法が採用されるかについてはいまだ最後的な決定を見てゐないが、低物價政策堅持の建前から、販賣價格の値上げは行はず、結局は補償金制度に落着くものと見られてゐる。

しかし現在鐵鋼價格のうち最も採算割れを來してゐるのは、銑鐵であつて、銑鐵隨當りメーカーから共販會社への買入値段は、現在79圓、その販賣價格は81圓であるのに對して、その生産費は最低70圓程度から、最高145圓程度で、平均110圓乃至120圓を示してゐる。したがつて銑鐵については最も大幅の値上げ乃至補償が行はれることにならう。(東朝7月25日)猶補償金制に併行して銑鐵價格引上を行ふべしと見てゐる筋もある(係)。

鑄石酒給統制規則第四條發動により鑄石輸送の合理化を計る 8月10日より實施か、通達は一兩日中(記事省略)

大朝7月26日

鐵鋼統制會技術懇談會

鑄石自給不安なし マンガン節約技術公開

鐵鋼統制會では現下國際情勢の變轉に應じて、わが鐵鋼業の自主的確立を目指し製鐵技術の向上をはかるため30日午前10時から丸之内會館において、初の技術懇談會を開催、全國製鐵會社から技術關係代表者數十名出席

1. 原料鑛石の品種の變化、ならびに品位低下せる場合の緊急具體方策

1. 焼結を要する鑛石増加せる場合の緊急具體方策

1. 鐵鑛石供給條件の變動に對する原料石炭および石灰石に關する應急方法

1. その他現時局下における銑鐵生産確保に關する緊急具體方策

1. 発生爐用石炭の品位低下に對する緊急具體方策

1. 原料銑鐵の品位および配合率變動に對する緊急具體方策

1. マンガン節約に關する緊急具體的方策

1. 勞力不足に對する技術的緊急對策

等、さきの英米の資產凍結によつてますます重要性を加へた緊急諸問題につき、種々懇談を重ねたが特に次の2點において重要な結論を得るに至つたことは注目される。

1. 英米の資產凍結によつて從來鐵鑛石を輸入してゐたマレー、フィリッピン方面よりの原料鑛石は當然漸次減少することが豫想され、これによつて支那、滿洲、朝鮮、内地等東亞共榮圈内の多少品位の低下せる鑛石を利用する事となるが、これらの低品位鑛石を利用するためには選鑛ならびに燒結設備を擴充するとかその他の方法さへ講ずれば生産實施計畫の遂行に何等の支障を來さざること。

1. マンガンについても輸入減少が豫想されるが、使用マンガンの節約方法についてはすでに日鐵の釜石、大阪兩製鐵所で實驗を行ひ良好の成績を收めてゐるので、近く兩製鐵所において技術を公開し各社の参考に資する。即ち釜石製鐵所ではフェロスラッゲを利用、大阪製鐵所ではフェロ・マンガンを利用してそれぞれ製鋼技術上に優秀な成績を示し、低マンガン鑛石を使用しても充分な好成績を得ることが立證されたこと。

東朝7月31日

金屬類の特別回収に關する勅令案要綱

(國家總動員法第8條第5條關係)

30日の國家總動員審議會總會で可決された金屬類の特別回収に關する勅令案要綱は、次の通りである。

第1 本要綱に於て回収物件とは鐵又は銅若くは黃銅、青銅其の他の銅合金を主たる材料とする物件にして閣令を以て指定するものを謂ふこと。

第2 閣令を以て指定する工場、事業場、倉庫、店舗、公園其の他の施設に備付け又は設置せられたる回収物件(以下指定施設に於ける回収物件と稱す)にして閣令を以て指定するものを所有し又は權限に基づき譲渡其の他の處分又は移動を爲し得ざること。

第3 主務大臣は地域を限り其の地域内の指定施設に於ける回収物件にして第2の規定に依り閣令を以て指定するもの以外のものを所有し又は權限に基づき占有する者に對し一般的に當該回収物件の譲渡其の他の處分又は移動を制限し得ること。

第4 行政官廳は回収物件の所有者に對し譲渡の相手方及び時期を指定して回収物件の譲渡を勧奨し得ること。

第5 指定施設に於ける回収物件にして第2の規定に基づき閣令を以て指定するものを所有する者は閣令を以て指定する期日迄に回収機關に對し回収物件の譲渡の申込を爲すべきこと。前項の規定に依り譲渡の申込を爲したときは所有者又は權限に基づき占有する者は回収機關の請求に應じ當該回収物件の引渡を爲すべきこと。

前項の場合に於て所有者又は權限に基づき占有する者は回収機關に對し當該回収物件の撤去を求めるべきこと。

第6 主務大臣は地域を限り其の地域内の指定施設に於ける回収物件にして第2の規定に依り閣令を以て指定したもの以外のもの、所有者に對し譲渡の相手方及び期日を指定して一般的に回収物件の譲渡の申込を爲すべきことを命じ得ること。第5第2項及び第3項の規定は前項の規定に依る命令ありたる場合之を準用すること。

第7 回収機關第5及び第6の規定に依る譲渡の申込を受けたるときは當該回収物件の價額、撤去費、修理費其の他引渡に要する費用及び第8第2項の場合に在りては其の超過分に付き遲滞なく申込人と協議すべきこと。

前項の規定に依る協議調はざるとき又は協議を爲すこと能はざるべきは行政官廳の裁定する所に依るべきこと。

第8 撤去費、修理費其の他回収物件の引渡に要する費用は回収機關に於て之を負擔すべきこと回収物件の備付又は設置の状況に鑑み特に代替物の備付又は設置を必要とする場合に於て代替物の價額とその備付又は設置に要する費用との合計額が回収物件の價額を超ゆるときは回収機關は前項の費用の外其の超過分を負担すべきこと。

第9 回収物件の價額、第8第1項の費用並に第8第2項の價額及び費用は主務大臣の定むる基準に依るべきこと。

第10 第5及び第6の規定に基づきて爲したる回収物件の譲渡は他の法令の規定に拘らず其の效力を存すること。

第5及び第6の規定に依り譲渡すべき回収物件に附存したる擔保権は他の法令の規定に拘らず當該回収物件の譲渡の時より消滅すること。前項の場合に於ては當該権利者は回収物件の價額に對し其の權利を行ひ得ること。

第11 回収機關回収物件を譲受けたるときは主務大臣の指定したる回収機關に對する譲渡用に供する場合を除くの外譲渡其の他の處分又は使用を爲し得ざること。

第12 主務大臣は個人及び法人其の他の團體をして回収機關の行ふ回収物件の譲受其の他之に關聯する業務に協力せしめ得ること。

第13 行政官廳は回収物件に關し回収機關及び其の所有者其の他の關係人より必要な報告を徵し又は當該官吏をして回収物件所在の場所其の他必要な場所に臨檢し業務の状況若くは回収物件書類帳簿等を検査せしめ得ること。

第14 本制度は前各號に準じ外地にも之を實施すること。

大朝7月31日